食品安全情報（化学物質）No. 12/ 2018（2018. 06. 06）

国立医薬品食品衛生研究所　安全情報部
（http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html）

＜注目記事＞

【FSSAI】　プレスリリース：2022 年までにトランス脂肪から自由に

インド食品安全基準局（FSSAI）は、バナスパチ（バター代用品の植物油） /ベーカリーショートニング/マーガリン中のトランス脂肪酸含量を段階的に 2%以下にする基本原則を決定した。近日中に規則案を作成し、3～4 ヶ月のうちに最終規則とする予定である。

＊ポイント：　前号でご紹介したように、WHO が工業的に生産されるトランス脂肪酸を世界のフードサプライから段階的に排除することを呼びかけたことを受けての決定で、方向性としてはトランス脂肪酸を含む部分水素添加油を除くというものです。2%以下というはデンマークなど複数国でも提案されている割合です。

【EC】　EU 官報

2018 年 5 年 29 日、欧州委員会がイミダクロピリド、クロチアニジン、チアメトキサムに関する規則を各々採択した。グリーンハウス内でのみ使用・栽培される植物の種子を除き、これらの農薬で処理した種子の販売・使用をしないことを定めている。2018 年 12 月 19 日から適用される。

＊ポイント：　EU では、農薬ネオニコチノイド 3 種について屋外の使用禁止に関する規則が採択されました。ミツバチの減少と関連している可能性への懸念を受けての措置ですが、世界的に見ると、そのような懸念への判断はさまざまです。例えば、今号で紹介しているオーストラリア農薬・動物用医薬品局（APVMA）の記事を見ると、オーストラリアでは飼育ミツバチでも野生ミツバチでも減少は観察されておらず、オーストラリアで使用されているネオニコチノイドについて現時点では見直す予定がないと報告しています。

【EC】　欧州委員会、食品の主原材料の原産地表示に関する新しい規則を採択

食品の主原材料の原産国・原産地が、その食品の産地と異なる場合、消費者が誤解しないよう表示が必要となる規則が採択された。本規則は 2020 年 4 月 1 日から適用される。

＊ポイント：　表示が必要となる主原材料とは、重量で 50%を占める原材料か、一般的にその食品の名前に関連づけられる原材料と定義されています。他に EU では、豚、羊、山羊、家禽の生・チルド・冷凍肉の飼育国/地域に関する表示の規則が 2015 年に発効しています（Commission Regulation (EU) No 1337/2013）。

【EFSA】　グリホサート：残留濃度の安全性のレビュー

欧州食品安全機関（EFSA）は、農薬の有効成分グリホサートに関する食品の最大残留基準（MRLs）を見直すためのレビューを完了した。レビューは、EU 加盟国から提出された残留データに基づいている。提出されたデータには不足があり、EFSA が提案したいくつかの MRLs についてはリスク管理者によるさらなる検討を要すると考えられる。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

【FAO】
１．コーデックス：食品輸入専門家ワーキンググループが基準案で前進
【EC】
１．欧州委員会、食品の主原材料の原産地表示に関する新しい規則を採択
２．EU 官報　L132
３．欧州委員会は Apulia での有害生物「*Xylella fastidiosa*」の拡散を適切に予防するのに失敗したことでイタリアを裁判所に訴える
４．食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）
【EFSA】
１．グリホサート：残留濃度の安全性のレビュー
２．ケシの実に含まれるアヘンアルカロイド類：評価更新
３．EU ミツバチパートナーシップのための委託事項
４．ビューベリシンとエンニアチンの *in vivo* 毒性および遺伝毒性：複合アプローチ
５．飼料中のフモニシン類、それらの modified 型および hidden 型の存在が関連する動物の健康におけるリスク
６．健康強調表示関連
７．新規食品関連
８．飼料添加物関連
９．遺伝子組換え関連
１０．ジクワットへの非食事性暴露についての言及
１１．ヨーロッパブドウの茎のタンニンをブドウの木の防カビ剤として植物保護の目的に使用するための基本物質申請に関する加盟国と EFSA の協議結果
【FSA】
１．True Value Candys 社は窒息リスクのため Super Jelly Cone と Super Pudding Cone をリコール
【PHE】
１．企業の砂糖削減の進行状況の最初の指標発表
【NHS】
１．Behind the Headlines
【BfR】
１．植物保護製品中の有効成分の承認に係る EU の手続きを担当する特別委員会: BfR のプレゼンをウェブ上で公開
【ANSES】
１．スライム：リスクが無いわけではない大人気のパテ状玩具
２．ANSES の研究およびリファレンス室総局長 Gilles Salvat 氏への 3 つの質問
【FDA】
１．FDA、未承認のクラトム製品をオピオイド中止、鎮痛および他の医療用として違法に販売していた会社に警告
２．消費者を日光の有害な暴露から安全に守り日焼け止めの長期安全性と利益を確保するための FDA の新しい対応についての Scott Gottlieb 長官の声明
３．小規模食品施設を FDA に登録する際に役立つ新しいガイド
４．VQIP 申請期間が終了、FDA は輸入業者に来年早期の申請期間に向けての準備を促す
５．GE 植物品種由来食品についてのバイオテクノロジー相談
６．　FDA は食品安全性近代化法のプログラムに基づき ACFS を認定機関として承認
【USDA】
１．USDA は提案されている全国遺伝子組換え食品（Bioengineered Food）開示基準についてのウェビナーを発表

【NIH】
1．カリウム
【APVMA】
1．ネオニコチノイド類に対する EU の懸念表明を受けて
【TGA】
1．安全性助言
【MFDS】
1．日本産輸入食品の放射能検査の結果
2．食品医薬品安全庁、輸入食品の現地生産段階での安全管理強化
3．韓国とベトナムは食品・医薬品の安全に関する了解覚書を締結
4．産卵鶏農家の卵検査結果、不適合卵の回収・廃棄
5．回収措置
【FSSAI】
1．プレスリリース：2022 年までにトランス脂肪から自由に
【その他】
・（ProMED-mail）キノコ中毒　イラン
・（ProMED-mail）スコンブロイド中毒　ヨーロッパ（第 3 報）：スリランカとオランダ経由ルクセンブルグ
・（EurekAlert）最も人気のあるビタミンやミネラルサプリメントは健康上の利益はない、研究が発見

別 添
【EC】査察報告書

●国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）
http://www.fao.org/

１．コーデックス

食品輸入専門家ワーキンググループが基準案で前進

Food import export working group makes progress on draft standards

31/05/2018

http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1136998/

2018 年 5 月 28～31 日、エジンバラにおいて Codex 食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)の物理的作業部会が開催された。議題は、第三者認証に関するガイダンスとシステムの同等性に関するガイダンスの 2 つ。今回の議論をもとに、2018 年 10 月 22～26 日にオーストラリア・ブリスベンにて開催予定の第 24 回 CCFICS で討議が行われる。

●欧州委員会（EC：Food Safety: from the Farm to the Fork）
http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

１．欧州委員会、食品の主原材料の原産地表示に関する新しい規則を採択

Commission adopts new rules on labelling origin of primary ingredients in food
May 28, 2018
https://ec.europa.eu/info/news/commission-adopts-new-rules-labelling-origin-primary-ingredients-food-2018-may-28_en

この規則は、高い透明性を確保しながら、EU 市民に食品の明確な産地情報を提供するためのものである。消費者に対する食品情報の提供に関する規則(FIC)に基づき、主原材料の原産国・原産地は、それが食品の産地と異なる場合、消費者を惑わすことなくそうした情報の提示を統一するため、表示しなくてはならない。様々な食品加工法があることを考慮してある程度の融通性は設けられる。規則は 2020 年 4 月 1 日から発効となる。

＊Commission Implementing Regulation (EU) 2018/775 of 28 May 2018 laying down rules for the application of Article 26(3) of Regulation (EU) No 1169/2011 of the European Parliament and of the Council on the provision of food information to consumers, as regards the rules for indicating the country of origin or place of provenance of the primary ingredient of a food
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_impl/2018/775/oj
（Regulation (EU) No 1169/2011 の Article 2 に‘primary ingredient’の定義あり。定義によると、その食品の 50%以上に相当する原材料又は一般的に消費者がその食品の名前と関連づけている原材料であり、多くの場合に定量的な数値表示が求められる。）

２．EU 官報　L132

Official Journal of the European Union L132
30 May 2018.
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2018:132:FULL&from=EN

2018 年 5 年 29 日、欧州委員会がイミダクロピリド、クロチアニジン、チアメトキサムに関する規則を採択した。グリーンハウス内でのみ使用・栽培される植物の種子を除き、これらの農薬で処理した種子の販売・使用をしないこと。2018 年 12 月 19 日から適用される。

- Commission Implementing Regulation (EU) 2018/783 of 29 May 2018 amending Implementing Regulation (EU) No 540/2011 as regards the conditions of approval of the active substance imidacloprid
- Commission Implementing Regulation (EU) 2018/784 of 29 May 2018 amending

Implementing Regulation (EU) No 540/2011 as regards the conditions of approval of the active substance clothianidin

- Commission Implementing Regulation (EU) 2018/785 of 29 May 2018 amending Implementing Regulation (EU) No 540/2011 as regards the conditions of approval of the active substance thiamethoxam

３．欧州委員会は Apulia での有害生物「*Xylella fastidiosa*」の拡散を適切に予防するのに失敗したことでイタリアを裁判所に訴える

Commission refers Italy to Court over its failure to adequately prevent further spread of the quarantine harmful organism '*Xylella fastidiosa*' in Apulia

17 May 2018

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-3805_en.htm

2013 年 10 月に Apulia 地域で *Xylella fastidiosa* が最初に見つかって以降、イタリア当局は感染した植物の除去や周辺地域のサンプリングや監視などの EU 規則に従わなかった。適切な対応をしなかったことでさらなる拡大のリスクが高まった。欧州委員会は何度もイタリアに対応を強く求めた。

４．食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF)　Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/

2018 年第 21 週～第 22 週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

＊基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

＊RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知（Alert Notifications）

英国産フードサプリメントに未承認食品添加物亜塩素酸ナトリウム(3.3 %)、ベルギー産冷凍ホウレンソウにフェンメジファム(11.4 mg/kg)、フランス産ポップコーンにアトロピン(6.60 µg/kg)およびスコポラミン(1.77 µg/kg)、スロバキア産ハーブティーにオクラトキシン A (27.57 mg/kg)、英国産オランダ経由フードサプリメントに未承認物質シネフリン(646 mg/100ml)及び高濃度のカフェイン(15.1 g/100g)、ベトナム産冷凍子マダコにカドミウム(1.34 mg/kg)、トルコ産レーズンにオクラトキシン A (15.2 µg/kg)、ポルトガル産冷凍メカジキロインに水銀(2.4 /mg)、スウェーデン産有機クロレラカプセルで亜硫酸塩非表示、スペイン産原料ペルー産およびスペイン産リトアニア経由パプリカ粉にオクラトキシン A

(40.6 µg/kg)、オーストリア産パプリカ粉にオクラトキシン A (114.2 µg/kg)、中国産有機クロレラ粉およびタブレットで亜硫酸塩非表示、など。

注意喚起情報（information for attention）

デンマーク産チルドアンチョビフィレにヒスタミン(最大 295 mg/kg)、イタリア産チルドイワシにヒスタミン(423 mg/kg)、モロッコ産生きたカタツムリにクロルピリホス(0.028 mg/kg)、インド産バスマティ米にチアメトキサム(0.091; 0.11 mg/kg)および未承認物質メタミドホス(0.025; 0.033 mg/kg)・アセフェート(0.026 mg/kg)・カルベンダジム(0.055; 0.084 mg/kg)・トリシクラゾール(0.38; 0.64 mg/kg)、ニカラグア産鳥餌用ピーナッツ穀粒にアフラトキシン(B1 = 34.8 µg/kg)、スペイン産飼料用魚肉に反芻動物のDNAの存在、フランス産チルドメカジキに水銀(2.33 mg/kg ; 1.72 mg/kg)、産出国不明オランダ経由チルドメカジキロインに水銀(1.5 mg/kg)、イタリア産ドイツ経由梨にクロルピリホス(0.039 mg/kg)、インド産インドのバスマティ米に未承認物質トリアゾホス(0.074 mg/kg)およびトリシクラゾール(0.022 mg/kg)、ドミニカ共和国産ササゲにジメトエート(0.20 mg/kg)および未承認物質オメトエート(0.20 mg/kg)、タイ産ドリアンにクロルピリホス(0.12 mg/kg)・メタラキシル(0.16 mg/kg)・未承認物質カルベンダジム(2.2 mg/kg)及びフェントエート(0.041 mg/kg)、など。

フォローアップ用情報（information for follow-up）

ペルー産イタリア経由オリーブオイル漬アンチョビフィレの入ったガラス瓶の蓋からのDEHP -フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の溶出(2.1 mg/kg)、スロベニア産飼料用シカとクマの肉に鉛(13.7; 15 mg/kg)、産出国不明パプリカ粉にオクラトキシンA(31 µg/kg)(届け出国:ドイツ)、インド産バスマティ米に未承認物質トリシクラゾール(0.011 mg/kg)、ポーランド産飼料用魚肉に反芻動物のDNAの存在、など。

通関拒否通知（Border Rejections）

インド産乾燥全形トウガラシにアフラトキシン(B1 = 20.0 µg/kg)、レバノン産スライスした酢漬けのカブで着色料アゾルビン(E122) (5 mg/kg)の未承認使用、ブラジル産ピーナッツにアフラトキシン(B1 = 3.6 µg/kg)、中国産殻付きピーナッツにアフラトキシン(B1 = 25.1; Tot. = 27 / B1 = 128.3; Tot. = 143.3 µg/kg)、トルコ産ピスタチオにアフラトキシン(B1 = 40.80 µg/kg)、中国産ピーナッツにアフラトキシン(B1 = 2.6; Tot. = 2.6 µg/kg)、アゼルバイジャン産ヘーゼルナッツ穀粒にアフラトキシン(B1 = 14.6; Tot. = 18 µg/kg)、エジプト産ピーナッツにアフラトキシン(B1 = 15.87; Tot. = 19.21 µg/kg)、ウクライナ産飼料用菜種にダイオキシン(2.82 pg WHO TEQ/g)、アルゼンチン産ピーナッツにアフラトキシン(Tot. = 4.2 µg/kg)、ベトナム産チリペッパーにクロルピリホス(0.1 mg/kg)、米国産ピスタチオにオクラトキシン A (460, 440 µg/kg)、イラン産ピスタチオにアフラトキシン(B1 = 24 µg/kg)、アラブ首長国連邦産乾燥レーズンにオクラトキシン A (16 µg/kg)、モロッコ産生きたカタツムリにクロルピリホス(0.024 mg/kg)、インド産冷凍インドイカ(*Loligo duvauceli*)にカドミウム(1.5 mg/kg)、パキスタン産バスマティ米にアフラトキシン(B1 = 5.13 µg/kg)、トルコ産ヘーゼルナッツにアフラトキシン(B1 = 9.1 µg/kg)、ベトナム産冷凍赤いティラピアに未承

認物質オフロキサシン(>2.2 µg/kg)、中国産未承認遺伝子組換え(p355)米を使ったニョッキ、トルコ産レーズンにオクラトキシン A(23.4 µg/kg)、セネガル産ピーナッツ穀粒にアフラトキシン(B1 = 76; Tot. = 84 µg/item)、シリア産酢漬けのカブに未承認着色料ローダミン B (21 mg/kg)、米国産ピスタチオにアフラトキシン(B1 = 42; Tot. = 46 µg/kg)、セネガル産生の砕いたピーナッツにアフラトキシン(B1 = 72; Tot. = 83 µg/kg)、インド産飼料用ピーナッツ穀粒にアフラトキシン(B1 = 77.7 µg/kg)、トルコ産ペッパーにクロルピリホス(0.083 mg/kg)、米国産殻付きピスタチオにアフラトキシン(B1 = 44; Tot. = 50 µg/kg)、タイ産ドリアンにメタラキシル(0.048 mg/kg)および未承認物質ジクロトホス(0.025 mg/kg)、中国産キャンディで着色料サンセットイエローFCF(E110)高含有(146 mg/kg)、米国産飼料用ピーナッツにアフラトキシン(B1 = 58.4 µg/kg)、ガーナ産マーガリンに未承認安息香酸(E210)(512 mg/kg)、トルコ産乾燥レーズンにオクラトキシン A(15.3 µg/kg)、トルコ産アマトウガラシにテブフェンピラド(0.338 mg/kg)、トルコ産肉詰めピーマンに λ-シハロトリン(0.237 mg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数

● 欧州食品安全機関（EFSA：European Food Safety Authority）

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

１．グリホサート：残留濃度の安全性のレビュー

Glyphosate: safety of residue levels reviewed

17 May 2018

https://www.efsa.europa.eu/en/press/news/180517

EFSA は、食品中に存在することが規則により認められているグリホサートの最大濃度（最大残留基準: MRLs）のレビューを完了した。このレビューは、全 EU 加盟国が EFSA に提出した食品中のグリホサートの残留に関するデータに基づいている。

MRLs は、食事に含まれるグリホサートの量が過剰にならず消費者を保護し続けることを確保するために設定されている。その MRLs は、グリホサートに関して EU で認可された除草剤としての使用に基づいている。

評価では提出されたデータの不足による不確実性が示された。このレビューではグリホサート処理された全農作物を網羅しており、リスク評価では現在の暴露量ではヒトの健康にリスクが生じるとは考えられないとしている。このリスク評価では、EFSA は EU 域内の成人や子供の食事内容を 2015 年に EFSA が推奨した参照値と比較した。

動物の健康

本日公表された第二の報告書では、飼料中の残留グリホサートが動物の健康に及ぼし得る影響が評価されており、そこでは上述の MRL レビューで得られたデータが根拠の一部となっている。

この評価では、輸入飼料を含め、飼料中のグリホサートの存在に関するすべての入手可能な情報が検討された。その結果、グリホサートが子牛、羊、豚、馬、鶏の健康に影響を及ぼす見込みは無いと結論している。

MRLs とは？

MRLs は、食品や動物用飼料に規則により許容されている残留農薬の上限量であり、優良農業規範に則った使用と、感受性の高い消費者を保護するために必要な最小消費者暴露量に基づいている。これらの値は、有効成分の特性と農薬の使用目的を包括的に評価して導出される。これらの規制値は、輸入食品や輸入飼料にも適用される。

＊評価書

① Review of the existing maximum residue levels for glyphosate according to Article 12 of Regulation (EC) No 396/2005
EFSA Journal 2018;16(5):5263 [230 pp.]. 17 May 2018
https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5263

農薬の有効成分グリホサートの MRLs を見直すため、農作物、加工品、輪作作物及び家畜での残留実態と消費者へのリスクを評価した。消費者への明らかなリスクは特定されなかったが、規制枠組みとして必要ないくつかの情報が不足しており、EFSA が提案したいくつかの MRLs についてはリスク管理者によるさらなる検討を要すると考えられた。

② Evaluation of the impact of glyphosate and its residues in feed on animal health
EFSA Journal 2018;16(5):5283 [22 pp.]. 17 May 2018
https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5283

２．ケシの実に含まれるアヘンアルカロイド類：評価更新

Opium alkaloids in poppy seeds: assessment updated
16 May 2018
http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/180516

EFSA は、ケシの実に含まれるアヘンアルカロイド類のリスク評価を更新した。安全に摂取できる量について等、以前の知見の多くが再確認された。最新の科学的意見では、消費者に起こりうるリスクを計算する際に考慮すべき根拠の範囲も広げられている。

2011 年に発表された EFSA の以前の評価では、ケシの実のモルヒネ量に基づき急性参照用量 ARfD を 10 μg/kg 体重と設定していた。欧州委員会は、2011 年以降 EFSA に提出されたケシの実のアルカロイド量に関する新しいデータを考慮して、この意見を更新するよう EFSA に要請した。

新しい意見でも、10 μg/kg 体重という ARfD が再確認された。ただし今回は、食事を介した暴露量の算出時に、モルヒネに加えてコデイン量を考慮に入れた「グループ ARfD」としての値である。これは、欧州で販売されているケシの実のサンプルの中に、コデイン濃度がモルヒネ濃度より高い可能性のあるものが存在することが新しいデータから示された

ためである。

ケシの実や未加工のケシの実を含む食品を多量に摂取する消費者は、ARfD を超える可能性がある。ケシの実を含む食品製品の含有実態データが少ないため、EFSA の CONTAM パネルは暴露推定量における不確実性を強調している。

パネルはまた、洗浄・加熱処理・製粉などの食品加工段階で、ケシの実のアルカロイド量を 25～100%減らせる可能性があると指摘している。

データギャップ

この評価では、ケシの実に存在する他のアルカロイド類（テバイン、オリパビン、ノスカピン、パパベリン）に関するデータも検討した。これらの化学物質については完全リスク評価が実施されていないが、CONTAM パネルは、テバインへの食事を介した暴露は健康リスクを生じる可能性があることを示している。これを明確にするためには、特にテバインの毒性に関するデータがさらに必要である。

急性参照用量とは？

急性参照用量(ARfD)は、食品中のある物質を 24 時間又はそれより短い時間で摂取した場合に、摂取者に明確な健康リスクを生じないと推定される摂取量で、通常は体重当たりで表現される（mg/kg 体重、μg/kg 体重）。

コラム：ケシの実のアヘンアルカロイド類

・ケシの実はケシ(*Papaver somniferum*)から得られる。ケシのラテックス(乳白色の液体)は、モルヒネやコデインなど、最大 80 種類のアルカロイドを含んでおり、何世代にもわたって激しい痛みの治療に用いられてきたが、濫用もされやすい。
・この種子は食品として、また食用油を生産するのに利用される。
・中・東欧諸国では、ケシの実は伝統的にパン、パン菓子、デザートに利用されている。
・ケシの実は通常アヘンアルカロイド類を含まないが、虫害により、あるいは収穫中にアルカロイドで汚染されることがある。
・食品中のケシの実を摂取したことで有害影響が生じたという報告はほとんど無いが、いつでも有害反応が生じないとは断定できない。アヘンアルカロイド類で汚染されたケシの実を含む食事をヒトがたった一食摂取しただけで、モルヒネ様作用が現れたことが観察されている。
・妊婦、乳児、75 歳以上の人、呼吸機能障害の患者は、モルヒネの有害影響をより受けやすい集団である。

＊更新された評価

Update of the Scientific Opinion on opium alkaloids in poppy seeds
EFSA Journal 2018;16(5):5243 [119 pp.]. 16 May 2018
https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5243

コデインからモルヒネへの変換係数を 0.2 とし、グループ ARfD として 10 μg/kg 体重（モルヒネ当量として）を設定した。医薬品向けに栽培されるようにアヘンアルカロイド濃度が高い場合には、ケシの実由来のモルヒネへの食事暴露量が平均と高用量の両方

においてほとんどの年齢集団で ARfD を超過した。食用に栽培されるアヘンアルカロイド濃度が比較的低いケシの実については、大部分の調査において、食事暴露量が多い場合に ARfD の超過がいくつか見られた。ノスカピン及びパパベリンについては、入手可能なデータではハザードの特徴付けができなかったが、食事暴露量と推奨されている治療用量との比較では健康への懸念は示されなかった。テバイン及びオリパビンについては、リスクの特徴付けを行うには情報が不足していたが、限られた根拠によるとモルヒネよりも急性の致死性が高く、推定暴露量によると健康へのリスクの可能性が示唆された。

＊以前の評価

EFSA assesses public health risks of opium alkaloids in poppy seeds

http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/111108b

３．EU ミツバチパートナーシップのための委託事項

Terms of reference for an EU Bee Partnership

18 May 2018

https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1423e

飼育ミツバチや野生ミツバチは、作物や野生の植物に授粉することにより欠くことのできない生態系サービスを提供している。飼育ミツバチコロニーの消失や、EU やその他地域における多くの野生種のミツバチの減少により、一般人を含めた関係者間でミツバチの健康について大きな懸念が持ち上がった。欧州議会の「ミツバチと受粉週間 2017」の中で、「EU のミツバチが丈夫に繁殖できるようにして社会に恩恵をもたらすために利害関係者が運営する基盤(プラットホーム)を持とう」という理念の下に、EU ミツバチパートナーシップ討論グループ(DG)を設立すべきだという大筋の合意が為された。その後、関係者関与アプローチ（Stakeholder Engagement Approach）の下で、EU ミツバチパートナーシップは、EFSA によって設立された目標を定めたプラットホームの一つとして認定された。EU ミツバチパートナーシップの目的は、欧州の域を超えてミツバチの健康を評価する全体論的アプローチを実現するために、データの収集、管理、共有、および伝達を改善することである。このパートナーシップでは、ミツバチのことを検討するが、将来的に対象をマルハナバチや単生のハチに拡げる可能性もある。ミツバチ、マルハナバチ、単生のハチの健康に関するデータの区分けなど、広範な 6 つの作業テーマが特定された。最初の 12 ヶ月間は、「概念実証」アプローチを用いて、それら 6 つのテーマのうち 1 つ以上に焦点を絞って実施する予定である。

４．ビューベリシンとエンニアチンの *in vivo* 毒性および遺伝毒性：複合アプローチ

In vivo toxicity and genotoxicity of beauvericin and enniatins. Combined approach to study in vivo toxicity and genotoxicity of mycotoxins beauvericin (BEA) and enniatin B (ENNB)

First published in EFSA Supporting Publications: 24 May 2018
http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1406
（外部委託試験）

ビューベリシン(BEA)とエンニアチン(ENN)は、フザリウム属のカビが低温高湿下で産生するマイコトキシンで食品や飼料中に検出されるが、それらの参照値（TDI、ARfD）を設定するにはデータが不足していた。ここでは、統合的手法を採用して BEA と ENN の経口毒性を検討した。ENN 類の中から被験物質としてエンニアチン B (ENNB)を選択した。

アプローチは、以下で構成されている。i) *in vitro* および急性 *in vivo* 遺伝毒性試験、ii) 遺伝毒性、免疫系、内分泌系、神経系のエンドポイントおよび生殖・発生毒性スクリーニングに関する反復経口投与毒性試験。BEA の遺伝毒性のエンドポイントについては、反復投与においてコメットアッセイで十二指腸と腎臓に陽性影響が認められた以外は、いずれも陰性であった。BEA の免疫毒性は、雌マウスにおいて脾臓のエフェクターT 細胞の数および機能的活性の増高として認められた。BEA の反復投与試験に基づくと、雌マウスにおける無毒性量(NOAEL)は、1 mg/kg 体重/日であった(甲状腺の核濃縮と子宮内膜の過形成に関して)。雄では、NOAEL は 0.1 mg/kg 体重/日であった(甲状腺コロイドの減少および血清 T4 濃度の変化に関して)。母獣の NOAEL は 0.1 mg/kg 体重/日(胸腺重量の増加に関して)、発生毒性に関する NOAEL は 10 mg/kg 体重/日であった。ENNB の遺伝毒性は、急性投与の場合に骨髄および肝細胞で認められたが、反復投与の場合には認められなかった。ENNB の免疫毒性は、雌雄両方で認められ、活性の抑制・阻害を示唆する所見が特に雄で著明であった。ENNB の反復投与試験に基づくと、雌マウスにおける NOAEL は、0.18 mg/kg 体重/日であった(胸腺、子宮および脾臓への組織形態計測学的影響に関して)。雄マウスにおける NOAEL は、1.8 mg/kg 体重/日であった(十二指腸細胞の空胞化および脳における反応性酸素種の増加およびグルタチオンの減少に関して)。母獣の NOAEL は 1.8 mg/kg 体重/日(白脾髄の減少および白脾髄に対する赤脾髄の割合の上昇に関して)、発生毒性に関する NOAEL は 18 mg/kg 体重/日であった。

５．飼料中のフモニシン類、それらの modified 型および hidden 型の存在が関連する動物の健康におけるリスク

Risks for animal health related to the presence of fumonisins, their modified forms and hidden forms in feed
First published in the EFSA Journal: 25 May 2018
http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5242

フモニシンは、主に *Fusarium verticillioides* および *F. Proliferatum* によって産生されるマイコトキシンで、特にトウモロコシなどの穀物に主として発生する。EFSA は欧州委員会から、飼料中のフモニシン類、それらの modified 型および hidden 型が関連する動物の健康へのリスクに関し科学的意見を求められた。飼料中に最も一般的に見られるフモニシン類はフモニシン B1（FB1)、FB2 および FB3 であり、そのためこれらを評価の対象とし

た。FB1、FB2 および FB3 は同じ作用機序を有し、毒性学的プロファイルや効力も同等であると考えられていた。フモニシン類に関しては EFSA の CONTAM パネルが、ウシ、ブタ、家禽(ニワトリ、アヒルおよびシチメンチョウ)、ウマにおける NOAELs と、魚類(コイの値を外挿)およびウサギにおける最小毒性量(LOAELs)を特定している。ヒツジ、ヤギ、イヌ、ネコおよびミンクについてはリスク評価の基準点が特定できなかった。飼料を介した暴露量は、FB1、FB2 および FB3 に関し、18,140 件の飼料検体から推定した。これらの検体は、フモニシン類が存在する可能性がある飼料用農作物の多くを代表するものであり、2003～2016 年の間に欧州の 19 ヶ国から集められたが、それらの多くは 4 加盟国から得たものであった。hidden 型の存在の可能性を考慮して、汚染実態データに 1.6 という追加の係数が適用された。この係数の値は文献に由来する。フモニシン類の modified 型については、汚染実態についても毒性についてもデータが確認されておらず、そのためこの評価には含めなかった。推定平均暴露量に基づくと、FB1、FB2、FB3 を含む飼料による健康への有害影響のリスクは、反芻動物では非常に低く、家禽、ウマ、ウサギおよび魚類では低く、ブタでは懸念となる可能性が認められた。同様の結論が FB1、FB2、FB3 と hidden 型を合わせて評価した場合にも導かれた。ただしこの場合、ブタにおける健康への有害影響のリスクは懸念されると判断された。

６．健康強調表示関連

紅茶と注意力の改善: 規則(EC) No 1924/2006 第 13 条 5 項に基づく健康強調表示の評価

Black tea and improvement of attention: evaluation of a health claim pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

First published in the EFSA Journal: 24 May 2018

http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5266

アイルランド当局を通じて Unilever NV 社は、紅茶と注意力の改善との関連性についての健康強調表示を新たに作成した科学的根拠に基づいて申請した。NDA パネルは、紅茶と健康効果との関連が十分に特徴づけられており、また注意力の改善は有益な生理学的効果であると結論付けた。申請者は、主張する健康効果は紅茶の固体成分に含まれるカフェインと l-テアニンの協調作用であると説明したが、NDA パネルは申請者が提出した 3 件のヒト介入試験における紅茶による注意力への影響はカフェインの量により説明できると考えた。従って、因果関係があると結論した。科学的根拠を反映した文言は「カフェイン量により、紅茶は注意力を改善する（Owing to its caffeine content, black tea improves attention)」である。健康強調表示どおりの効果を得るためには、少なくとも 75 mg のカフェインを摂取できるよう紅茶を 90 分以内に 2～3 杯飲む必要がある。

７．新規食品関連

新規食品 d-リボースの安全性

Safety of d-ribose as a novel food pursuant to Regulation (EU) 2015/2283

First published in the EFSA Journal: 31 May 2018
http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5265

この新規食品は、*Bacillus subtilis* のトランスケトラーゼ欠損株を用いた発酵により生産され、Bioenergy RiboseTM の名で市販される。さまざまな食品、フードサプリメント及びある特定集団向け食品の原料としての使用を意図している。バッチ間のばらつき、規格、安定性、生産工程および菌株の由来についての情報からは、安全性の懸念は浮上しなかった。ラットの亜慢性毒性試験では影響が認められ、栄養の偏りによるものだと考えられたが、毒性影響であることを排除できないとして 3.6 g/kg 体重/日という NOAEL を導出した。ヒトの試験では、10 g の d-リボース摂取で一過性の低血糖症状が認められたため、成人について 70 mg/kg 体重/日という NOAEL が設定された。子供についてはヒトのデータが無いため、ラットの亜慢性試験から許容摂取量として 36 mg/kg 体重/日が導出され、この値で低血糖に感受性が高いグループも考慮に入れられる。NDA パネルは、一般集団に安全な摂取量は最大 36 mg/kg 体重/日であると結論付け、申請者が提案した使用法や使用量の安全性は確立されていないと考えている。

８．飼料添加物関連

- **豚と家禽の技術的飼料添加物としての *Komagataella phaffii* DSM 32159 株由来フモニシンエステラーゼの安全性と有効性**

Safety and efficacy of fumonisin esterase from *Komagataella phaffii* DSM 32159 as a technological feed additive for pigs and poultry
EFSA Journal 2018;16(5):5269 [18 pp.]. 17 May 2018
https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5269

この技術的飼料添加物は、*Komagataella phaffi* の遺伝子組換え株から生産されたフモニシンエステラーゼから成り、豚や家禽の飼料を汚染するカビ毒であるフモニシンを分解することを目的としている。生産菌株とその組換え遺伝子は最終製品には存在しない。申請者は、上限にふさわしい値として、飼料 1 kg 当たり 300 U という濃度を選択した。この濃度は子豚、肥育鶏、肥育用七面鳥、および産卵鶏に安全であることが示され、従ってこの添加物はこれらの飼育分類において安全である。この結論は、全豚種、産卵用育成鶏、交配用育成七面鳥に拡大され、他の全ての育成用及び産卵用家禽種とマイナー豚種に外挿される。変異原性や遺伝毒性は検出されず、反復経口投与毒性試験でも毒性の所見は認められなかった。残留の評価でも懸念は確認されなかった。従って、この添加物の使用は消費者に安全だと考えられる。吸入毒性の可能性は低いが、呼吸器感作性は除外できない。皮膚や眼への刺激性も無く、皮膚感作性も無い。提案された使用条件で環境へのリスクが生じることは考えられない。この添加物は、完全飼料 1 kg 当たり 10 U という最小推奨量で、肥育鶏、産卵鶏、離乳子豚での試験で示されたように、市販品質の飼料中のフモニシンを分解する能力を有する。この添加物の作用機序は、適用される動物種において同様であると合理的に想定できるため、FEEDAP パネルは、この添加物は全ての家禽種及び豚種で有

効性を示すと判断した。

- **Kelforce® (l-グルタミン酸, N,N-二酢酸, 四ナトリウム塩)の肥育鶏用飼料添加物としての安全性および有効性**

Safety and efficacy of Kelforce® (l-glutamic acid, N,N-diacetic acid, tetrasodium salt (GLDA-Na4)) as a feed additive for chickens for fattening
19 April 2018
http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5279

この畜産用飼料添加物は、肥育鶏に用いて飼料からの亜鉛の吸収を高め、糞尿からの亜鉛の排出を抑え、環境に好ましい影響を及ぼすようにすることを企図している。Kelforce®は、GLDA-Na4 を 47%以上含む液体、および 30%以上含む固体で市販する認可を受けようとしている。Kelforce®は、完全飼料 1 kg 当たり GLDA-Na4 として最大 1,000 mg の用量で投与しても、肥育鶏に対して安全である。最大用量で投与しても、消費者の安全性に懸念は生じない(不純物のニトリロ三酢酸三ナトリウムについても)。使用者に吸入毒性を示すことも考えにくい。ただし粉塵になりやすいため、高濃度の粉塵によるリスクは排除できない。皮膚や眼に対する刺激性は無く、皮膚感作性も無い。陸生領域におけるリスクも確認されていない。緑藻類へ 2 次的な影響を及ぼすことから、水性領域におけるリスクは排除できない。底質領域における安全性や地下水汚染の可能性については、データが無く、結論を導出できない。生物濃縮や二次中毒の可能性は非常に低い。有効性については試験結果が一定しておらず、相反しているため、結論を導出できない。パネルは、1 mg の GLDA-Na4 を含む水溶液中のホルムアルデヒドとシアン化合物の濃度を 10 mg/L 以下にするよう助言した。

- **Hemicell® HT (エンド-1,4-β-マンナナーゼ)の肥育鶏、産卵用育成鶏、肥育七面鳥、交配用育成七面鳥、離乳子豚、肥育豚、マイナー鳥種およびマイナー豚種向け飼料添加物としての安全性および有効性**

Safety and efficacy of Hemicell® HT (endo-1,4-β-mannanase) as a feed additive for chickens for fattening, chickens reared for laying, turkey for fattening, turkeys reared for breeding, weaned piglets, pigs for fattening and minor poultry and porcine species
17 April 2018
http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5270

Hemicell® HT/HT-L は、*Paenibacillus lentus* の遺伝子組換え株が産生するエンド-1,4-β-マンナナーゼを含む添加物である。以前の評価において FEEDAP パネルは、生産菌株、対象動物種、消費者および使用者における安全性を確認している。しかし、データ不足のため、環境への安全性については結論を導出できなかった。有効性は、肥育豚およびマイナー豚種以外では確認された。申請者は新しいデータを提出し、それに基づいて FEEDAP パネルは、環境への安全性について懸念は生じないと結論付けた。肥育豚における有効性に

ついては、申請者は以前に評価を受けた試験の新しい分析結果を提出し、それに基づいてパネルは飼料 1 kg 当たり 32,000 U の用量で、飼料要求率が改善すると結論付けた。マイナー豚種については新しいデータは提出されていないが、当該酵素の作用機序が既知でありどの豚種でも同様であると合理的に判断されることから、外挿により肥育マイナー豚種への有効性も認められると判断した。

- **_Corynebacterium glutamicum_ KCCM 10741P 株を用いた発酵により生産された全動物種向け l-アルギニンの安全性および有効性**

Safety and efficacy of l-arginine produced by fermentation using *Corynebacterium glutamicum* KCCM 10741P for all animal species
First published in the EFSA Journal: 25 May 2018
http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5277

l-アルギニンは、多くの哺乳類の成獣では非必須アミノ酸であると考えられているが、鳥類、魚類、そしておそらく爬虫類や真正肉食動物では必須のアミノ酸である。この評価の対象は、*Corynebacterium glutamicum* の非遺伝子組み換え株(KCCM 10741P 株)による発酵で生産した l-アルギニンである。全動物種および成育群に混餌投与もしくは飲水投与することが企図されている。生産菌株の種の特性は確認されており、当該菌株は EFSA が規定する閾値より低い濃度の抗生物質に対し感受性を示す。したがって、*C. glutamicum* KCCM 10741P 株は、QPS(安全性適格性推定)アプローチによると、安全であると推定される。最終製品に *C. Glutamicum* の生細胞は全く検出されない。生成される物質の 99.8%が同定可能で、懸念のある不純物は検出されなかった。この菌株によって生産された l-アルギニンは、適切な分量で食餌に補給した場合、対象動物種において安全であり、また消費者や環境にも安全である。この菌株によって生産された l-アルギニンは、皮膚や眼に腐食性を示すと考えられ、そのため吸入によりリスクが引き起こされる。この添加物は、全ての動物種にとって、有効なアルギニン源となる。この補給される l-アルギニンが反芻動物でも非反芻動物におけるのと同様の有効性を示すためには、第一胃における微生物分解を防御する必要がある。

- **_Escherichia coli_ NITE BP-02186 株を用いた発酵により生産された全動物種向け l-アルギニンの安全性および有効性**

Safety and efficacy of l-arginine produced by fermentation with Escherichia coli NITE BP-02186 for all animal species
First published in the EFSA Journal: 25 May 2018
http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5276

l-アルギニンは、多くの哺乳類の成獣では非必須アミノ酸であると考えられているが、鳥類、魚類、そしておそらく爬虫類や真正肉食動物では必須のアミノ酸である。l-アルギニンの産生が強化されるように遺伝子組換えを行った *Escherichia coli* NITE BP-02186 株によ

る発酵で生産された l-アルギニンは、全動物種および成育群に混餌投与もしくは飲水投与することが企図されている。この製品は、評価において、生産菌株の遺伝子修飾に関連した安全性への懸念を生じることはなかった。この製品を栄養添加物として、適切な分量で食餌に補給した場合、対象動物種において安全である。l-アルギニンを香料添加物として飼料に使用しても、何らかの懸念が生じることは考えにくい。この製品を飼料添加物として評価を受けたとおりの用法で使用した場合、消費者にリスクを生じることはないと考えられる。この製品は、皮膚や眼に刺激性を示さず、皮膚感作性も無い。エンドトキシン活性が示される懸念は無いが、入手された暴露データおよび毒性データによると、この添加物は使用者に吸入によるリスクを生じる可能性がある。この添加物を動物の栄養補給に利用しても、環境へのリスクは生じない。この添加物は、全ての動物種にとって、有効なアルギニン源となる。l-アルギニンは、動物への栄養付与において香味成分として使用した場合に有効性を示すと考えられる。

９．遺伝子組換え関連

食品および飼料用遺伝子組換えトウモロコシ 4114 株の規則(EC) No 1829/2003 に基づく評価

Assessment of genetically modified maize 4114 for food and feed uses, under Regulation (EC) No 1829/2003 (application EFSA-GMO-NL-2014-123)

First published in the EFSA Journal: 24 May 2018

http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5280

トウモロコシ 4114 株は *Agrobacterium tumefacien* を介して形質転換を行った遺伝子組換え(GM)株である。*Bacillus thuringiensis* 由来の Cry1F、Cry34Ab1 および Cry35Ab1 タンパク質を発現することにより、鱗翅目および鞘翅目の害虫に抵抗性を示す。また、*Streptomyces viridochromogenes* 由来の PAT タンパク質を発現することにより、除草剤の有効成分であるグルホシネートアンモニウムに耐性を示す。分子特性データからは、食品や飼料の安全性に関する評価が求められるような問題は認められなかった。4114 株と non-GM 対照株との間で認められた組成、栽培および表現型上の相違は、いずれも更なる評価を必要とさせるものではなかった。潜在的な毒性、および新しく発現した Cry1F、Cry34Ab1、Cry35Ab1 および PAT タンパク質のアレルゲン性に関する懸念は無く、GM により 4114 株の全般的なアレルゲン性に有意な変化が生じたという証拠も認められない。4114 株から得られた食品や飼料の栄養価は、non-GM 品種から得られたものと同等であり、市販後モニタリングは必要ないと判断される。4114 株の生きた穀粒が偶発的に環境に放出されても、環境の安全に懸念は生じない。市販後環境モニタリング計画および報告間隔は、4114 株に企図された使用法を踏まえたものになっている。GMO パネルは、トウモロコシ 4114 株は、この申請の範囲において、non-GM 対照株や non-GM 参照品種と比べても、ヒトや動物の健康への影響および環境への影響に関し、同様に安全であると結論付けた。

１０．ジクワットへの非食事性暴露についての言及

Statement on non-dietary exposure on diquat

13 April 2018

http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5260

ジクワットの認可更新申請に対し、EFSA は 2015 年に評価を完了したが、その後の申請者と欧州議会との協議の中で、非食事性暴露についての再評価が必要であることが確認された。評価では、申請者(2 社)が提示した使用法に加え、様々な適用量での典型的な使用法も検討された。その結果、近傍にいる人や周辺居住者について EFSA の初回の評価で特定された懸念が、典型的な使用法の全てにおいて確認された。

１１．ヨーロッパブドウの茎のタンニンをブドウの木の防カビ剤として植物保護の目的に使用するための基本物質申請に関する加盟国と EFSA の協議結果

Outcome of the consultation with Member States and EFSA on the basic substance application for *Vitis vinifera* cane tannins for use in plant protection as fungicide on grapevine

First published in EFSA Supporting Publications: 24 May 2018

http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1414

ヨーロッパブドウの茎のタンニンを基本物質申請することに関して加盟国と EFSA が意見収集を行ったが、その期間に挙げられた具体的な点について、EFSA の科学的見解をこの報告書に提示している。

●英国 食品基準庁（FSA：Food Standards Agency）http://www.food.gov.uk/

１．True Value Candys 社は窒息リスクのため Super Jelly Cone と Super Pudding Cone をリコール

True Value Candys Ltd recalls Super Jelly Cone and Super Pudding Cone because of a choking hazard

23 May 2018

https://www.food.gov.uk/news-alerts/alert/fsa-prin-29-2018

ミニカップゼリーに認められていない成分であるカラギナンを含むためリコールを行っている。窒息のリスクがある。

● 英国公衆衛生庁（PHE: Public Health England）

https://www.gov.uk/government/organisations/public-health-england

１．企業の砂糖削減の進行状況の最初の指標発表

First measure of industry progress to cut sugar unveiled

22 May 2018

https://www.gov.uk/government/news/first-measure-of-industry-progress-to-cut-sugar-unveiled

－PHE は政府の砂糖削減計画の進行状況についての最初の評価を発表－

政府の計画では子どもの肥満対策として一連の製品から 2020 年までに 20%、最初の 1 年で 5%砂糖を減らすことを目標にしている。2015 年をベースラインにして 5%の目標に向かってどのくらい進んだかを評価している。評価の結果平均砂糖含量とカロリーの両方で 2%削減を達成していた。これは目標の 5%には達しないが PHE は現在予定されている削減計画を認識している。

● 英国 NHS（National Health Service、国営保健サービス）

http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx

１．Behind the Headlines

● **低脂肪食は乳がんで死亡するリスクを低減する**

Low-fat diet reduces risk of breast cancer death

May 25, 2018

https://www.nhs.uk/news/cancer/low-fat-diet-reduces-risk-breast-cancer-death/

「果物や野菜が多く脂肪の少ない食事は、乳がんで死亡するリスクを低減することができるだろう」と、Mail Online は報じている。

この記事は、1990 年代に米国で行われた 50,000 人近くの閉経女性を対象とした追跡調査に基づいている。被験者の女性は、彼女らの通常の食事を続ける群と、低脂肪で果物や野菜が多い食事を摂る群に分けられ、8 年間追跡された。調査期間中、1,764 人の女性が乳がんを発症した。低脂肪食であっても、乳がん発症のリスクに有意な影響は及ぼさなかったが、研究者らは、その後、乳がんを発症した女性をさらに 10 年間追跡した。その結果、乳がんの診断を受けてから 10 年以上生存した女性の割合は、通常食の群では 78%であったのに対し、低脂肪食の群では 82%であった。明らかにこの差はわずかである。しかしこの調査は適切に実施されており、乳がんについて既知の知見を支持している。

飽和脂肪含量が多い食事は、過体重や肥満と同様に、乳がんや他の種類のがんのリスク要因であることが既に確立されている。果物と野菜は結果に影響を与えたかもしれないが、それらは健康的なライフスタイルの全体のほんの一部であると言える。この調査は、バラ

ンスの取れた食事と定期的な運動が、がんや他の慢性疾患のリスクを低減することを示す圧倒的な根拠に加えられる。

● **多くのマルチビタミンやサプリメントは「お金の無駄」である**

Most multivitamins and supplements are a 'waste of money'

Tuesday May 29 2018

https://www.nhs.uk/news/medical-practice/most-multivitamins-and-supplements-are-waste-money/

「ビタミンやミネラルのサプリメントはお金の無駄であるだけでなく、実際には体に害を及ぼす場合もあり得る」と The Guardian は報じている。

カナダにおいて、心血管系疾患(CVD)の予防及び治療の上でビタミンやミネラルサプリメントが果たす役割に関する既存の研究結果が集められ、最新のレビューが行われた。CVD は、心疾患や脳卒中のような、心臓や血管に影響を与える症状に対する一般用語である。このレビューにより、最も広く使われているサプリメントであるマルチビタミン、ビタミン D、ビタミン C およびカルシウムを摂取しても、心臓に関連した疾患のリスクに有意な影響を及ぼさなかったということが判明した。さらにビタミン B3 (ナイアシン)のようないくつかのサプリメントは、有害無益である可能性が示されている。

また、中国の大規模な調査では、葉酸が脳卒中のリスクを減らすことが判明しているが、この結果は英国人集団には当てはまらない可能性がある。現在の英国のガイドラインでは、冬季にビタミン D サプリメントの摂取を検討するよう助言している。妊娠する予定のある女性または妊娠 12 週までの妊婦は、葉酸サプリメントを摂取した方が良い。さらにビタミン A、C 及び D のサプリメントは、6 ヶ月齢から 5 歳の子供に推奨される。

サプリメントを摂取するのではなく、食事から必要なビタミンやミネラルのほとんどを摂取できるようにすべきである。詳しくはビタミンやミネラルに関する下記のウェブサイトにおいて閲覧できる。

＊Vitamins and minerals

https://www.nhs.uk/conditions/vitamins-and-minerals/

●ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR：Bundesinstitut fur Risikobewertung）

http://www.bfr.bund.de/

１．植物保護製品中の有効成分の承認に係る EU の手続きを担当する特別委員会: BfR のプレゼンをウェブ上で公開

Special committee on the EU procedure for approval of active substances in plant protection products: BfR statements can be accessed online

BfR Communication No 013/2018 of 28 May 2018
http://www.bfr.bund.de/cm/349/special-committee-on-the-eu-procedure-for-approval-of-active-substances-in-plant-protection-products-bfr-statements-can-be-accessed-online.pdf

2018 年 5 月 15 日、ブリュッセルにおいて、植物保護製品中の承認に係る EU 議会の特別委員会が開かれた。その模様の動画が以下のウェブサイトに公開されている。
http://www.europarl.europa.eu/ep-live/en/committees/video?event=20180507-1026-COMMITTEE-PEST

これに先立ち、BfR 長官 Andreas Hensel 博士は、有効成分の承認手続きにおけるリスク評価の科学的側面を説明し、より開かれた透明性の高い評価に向けた努力をつづけていくことに言及した。プレゼンの資料は以下のウェブサイトから参照できる。
http://www.emeeting.europarl.europa.eu/committees/agenda/201805/PEST/PEST(2018)0515_1P/sitt-8262367

望まれているのは、一般市民が制限なく科学的情報にアクセスできることである。

特にグリホサートの評価に関する質問が、特別委員会に多く寄せられている。グリホサートについては、BfR、EFSA および ECHA が非発がん物質であると評価している。この評価は、入手可能なすべてのオリジナルの科学的なデータ、試験および他の重要な情報を、独立して包括的に検討したことに基づいている。その後、世界の評価機関も原データを検討し、同じ結論に達している。

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail）
http://www.anses.fr/

１．スライム：リスクが無いわけではない大人気のパテ状玩具
Slime: a very popular toy putty that is not without risk
04/05/2018
https://www.anses.fr/en/content/slime-very-popular-toy-putty-not-without-risk

スライム(slime)は、若年層に人気のネバネバして伸び縮みする、こねて遊ぶパテ状の玩具である。すぐに遊べる完成品もあれば、キット製品もあり、さらには自作もできる。しかし自家製のスライムは、作っているときや遊んでいるときに皮膚反応を起こすことが報告されている。玩具店で売っているキット製品でも使用上の注意を守る必要がある。このため、ANSES とフランス競争･消費･不正抑止総局(DGCCRF)は、消費者に注意を呼び掛けることとした。

自家製のスライムを作る際の主な材料は、紙用の液体糊、ホウ素、着色料などである。

これらの材料には、有害な化学物質が含まれている。紙用の液体糊には防腐剤が含まれており、これは多くの場合ホルムアルデヒド放出物質すなわちイソチアゾリノン類である。これらの化学物質は、経皮アレルギー性が非常に強い。さらに液体糊には、エタノール、酢酸エチル、酢酸メチルなどの多くの溶媒が含まれており、それらの中には気道や眼への刺激性や、中枢神経系に有毒なものがある。

ホウ素は、ホウ酸やその誘導体のかたちで、パテ状の弾性体を作るときにはまず間違いなく使用されている。粉末状のものが用いられたり、ホウ素を含む洗眼液、コンタクトレンズ洗浄液などの医療品や様々な市販の洗剤が流用されたりする。子供たちをホウ酸やその誘導体に何度も触れさせることは絶対に避けなければならない。これらの化合物には生殖毒性や胚･胎仔発達毒性があり、スライムを作るときの使用量は本来の用途よりも多い。

洗濯用洗剤、他の洗剤および糊は、多くの場合アレルギー性や刺激性のある防腐剤を含んでおり、長期にわたり反復的に触れると重篤な接触性皮膚炎(火傷、発赤、湿疹、かゆみ)を起こす場合がある。これらの製品は、皮膚と長期間反復的に強く接触することを予測して作られてはいない。

さらに、自家製スライムを作るときに使用される着色料は、全てが食品用というわけではなく、また皮膚と接触することも見込まれていない。

スライムのキット製品については、調査した 15 製品のうち、2 製品でホウ素濃度が認可上限を超えていて、リコール措置となった。スライム製品に子供たちが熱中していることに鑑み、DGCCRF は 2018 年も調査を継続予定である。

２．ANSES の研究およびリファレンス室総局長 Gilles Salvat 氏への 3 つの質問

Three questions for Gilles Salvat, ANSES Managing Director General for Research and Reference

24/05/2018

https://www.anses.fr/en/content/three-questions-gilles-salvat-anses-managing-director-general-research-and-reference

国および欧州のリファレンスラボラトリーの代表者が集まり、ANSES でリファレンス代表者の日（Reference Delegation Day）が開かれる。Gilles Salvat 氏が ANSES の任務の重要な位置を占める「リファレンス（reference)」に関する活動の概要が、3 つの質問への回答形式で鳥インフルエンザやリステリア症のエピソードや、サルモネラ情報ネットワークなどの話を交えて語られている。

1. リファレンスとは何か？

リファレンスは健康を守るシステムに必須の要素であり、リファレンスラボラトリーの業務は、食品安全、動物・植物の健康について直面する主要ハザードの知見と同定をより良くするために不可欠なものである。通常業務では、分析法を開発し、認定検査機関に伝え、それら分析法の実行力を検証する。それにより健康危機にも迅速な対応ができる有効な分析法の普及を可能にしている。

2. 健康危機が起こった時にリファレンスラボラトリーはどのような役割を果たすのか？

健康危機の際はリファレンスラボラトリーが前線に立ち、病原体を速やかに検出し、科学技術的な支援を行ってリスク管理者が適切な対策を講じることができるようにしている。

3. 研究とリファレンスは ANSES の活動とどのように結びついているのか？

ANSES は、リファレンスラボラトリーとして国では 65 件、欧州は 9 件、国際的には 26 件の委託を受けている。その活動は ANSES の任務にも有用で、物理、化学、生物学的暴露によるヒトの健康への影響を予測し、それらが動物や植物の病気と関連しているかどうか、または食品や環境の汚染によるものなのかどうかを判断している。リファレンス業務は研究活動を補完するものでもある。ANSES 内では、専門家グループが行うリスク評価への情報（データ）提供も行う。研究活動、リファレンス活動およびリスク評価が密接な関係にあることで、病原体を監視する最も適切なツールが得られ、ANSES が健康問題に対処することができ、消費者の健康を守ることができる。

●米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）http://www.fda.gov/,

１．FDA、未承認のクラトム製品をオピオイド中止、鎮痛および他の医療用として違法に販売していた会社に警告

FDA warns companies selling illegal, unapproved kratom products marketed for opioid cessation, pain treatment and other medical uses

May 22, 2018

https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm608447.htm

警告を、Front Range Kratom 社、Kratom Spot 社および Revibe 社の 3 社に対して送付し、違反が認められた製品は 65 製品以上。以下のような根拠のない効能を謳っていた。

・脱薬物依存に役立つのに加えて、クラトムの葉により血圧低下、痛みの緩和、代謝の亢進、性的活力の増強、免疫系の増強、糖尿病予防、不安除去、ストレス除去、健康的な睡眠といった健康効果が得られる。
・クラトムの気分高揚性により、オピオイド離脱症状が低減する。
・クラトムは、他の鎮痛剤と同様に、一時的な痛みも慢性的な痛みさえも緩和する。
・この植物は、とりわけ頭痛、血管痛、関節痛、筋肉痛を緩和することができる
・クラトムは、強力な抗酸化剤で神経の損傷を低減するため、脳卒中関連疾患の治療に使うことができる。
・血圧を下げるのに役立つ。
・クラトムは、糖尿病患者の血糖値を調節する成分を含んでいるとも言われている。
・クラトムはがんに非常に効果があると言われている。

クラトムは、*Mitragyna speciosa* という植物であり、タイ、マレーシア、インドネシア

およびパプアニューギニアで天然に生息する。オピオイド受容体に結合するミトラギニンと 7-ヒドロキシミトラギニンを含んでいる。安全なクラトム製品はないと警告し続けているが、現在も続けて販売されている。クラトムに関して FDA が認可した用途は無く、FDA にはクラトムの安全性を懸念する報告書が寄せられている。

米国には、2 百万人を超えるオピオイド使用障害患者がいる。そのような患者がクラトム製品を信頼することは、回復への道を遅らせ、依存、過剰摂取、死亡といったより深刻なリスクを生じる。FDA が認可した治療法があり、それによれば死亡のリスクが半減したというデータが得られている。FDA は、積極的にクラトムに関する科学的な情報を収集･評価し、クラトムを他の薬物と組み合わせて使用した場合を含め、クラトムの安全性プロファイルをより良く理解するための研究を促進している。

FDA 長官 Scott Gottlieb 博士は、次のように述べている。「クラトム製品に安全なものなど無い。クラトムは、薬物依存を治療するどころかオピオイド類縁体であり、オピオイドの濫用の一因となり、患者に深刻な副作用のリスクをもたらす。」

なお、Revibe 社は、以前にサルモネラに汚染されたクラトム製品を販売し、リコール措置が講じられている。

２．消費者を日光の有害な暴露から安全に守り日焼け止めの長期安全性と利益を確保するための FDA の新しい対応についての Scott Gottlieb 長官の声明

Statement from FDA Commissioner Scott Gottlieb, M.D., on new FDA actions to keep consumers safe from the harmful effects of sun exposure, and ensure the long-term safety and benefits of sunscreens

May 22, 2018

https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm608499.htm

日光と屋内での日焼けマシンによる UV 暴露による皮膚がん予防に関して三つの対策を発表した。

- 日光の有害影響から守るといった虚偽の宣伝をしているダイエタリーサプリメントの販売業者に警告文書を送った。錠剤やカプセルのようなサプリメントは日焼け止めの代わりにはならない。
- 日焼け止め成分の安全性評価において局所塗布有効成分の最大使用試験の新しいガイドラインを発表した。
- OTC 日焼け止め製品モノグラフが最終化されるまで認可無しに販売されている製品の取り締まりに関する企業向けガイダンスを発表した。

３．小規模食品施設を FDA に登録する際に役立つ新しいガイド

New Guide Helps Small Food Facilities Register with FDA

May 25, 2018

http://s2027422842.t.en25.com/e/es?s=2027422842&e=92676&elqTrackId=B1F0B909C

CF90C71B9C490C37BFE6647&elq=03ca0071eced499995f67cc0cef2f694&elqaid=3663&elqat=1

食品安全近代化法(FSMA)により、連邦食品・医薬品・化粧品法(FD&C Act)に新たな登録要件に関する条項が加えられた。2016 年、FSMA の最終規則には以下の事項が含まれた。

・食品施設は、その施設を査察する許可を FDA に与えることを保証しなくてはならない。
・食品施設は、2 年毎に登録を更新しなければならない。
・FDA は食品施設の登録を取り消す権限を有する。

本日、FDA は、食品施設が FD&C Act によって求められる登録要件を満たすのに役立つように、小規模事業者コンプライアンスガイド(Small Entity Compliance Guide: SECG)を発行した。SECG には、どのような施設で登録が必要なのか、それをいつどのようにすべきかが分かるように記載されており、要点をまとめた「一目でわかる（At-a-Glance)」も収載している。さらに FDA は、食品施設登録(Registration of Food Facilities)ウェブページを設けており、自分たちが設立しようとしている施設が登録が必要かどうかがフローチャート形式で分かるようになっている。

＊食品施設登録に関する FSMA 最終規則

FSMA Final Rule: Amendments to Registration of Food Facilities

https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm440988.htm?utm_campaign=CFSANCU%3A%20New%20Guide%20Helps%20Small%20Food%20Facilities%20Register%20with%20FDA&utm_medium=email&utm_source=Eloqua

４．VQIP 申請期間が終了、FDA は輸入業者に来年早期の申請期間に向けての準備を促す

As VQIP Application Period Expires, FDA Encourages Importers to Prepare Early for Next Year's Cycle

May 25, 2018

http://s2027422842.t.en25.com/e/es?s=2027422842&e=92856&elqTrackId=B1F0B909CCF90C71B9C490C37BFE6647&elq=b768aaa9ee6141ab88baf98f4f946724&elqaid=3670&elqat=1

任意適格輸入業者プログラム(Voluntary Qualified Importer Program: VQIP)は、参加した輸入業者に対しては優先的な輸入審査と手続きが行われるようにするプログラムである。これに参加するためには、輸入業者が使用する外国供給者の施設が、認定第三者認証プログラムを介して承認を受けた認定機関によって認証を受けること等が必要である。

FDA は 2 つの認定機関を承認している。米国適合性認定機関(ANSI-ASQ National Accreditation Board: ANAB)と米国国家規格協会(American National Standards Institute: ANSI)である。

今年の VQIP の申請期間は終了したので、VQIP への参加に興味をもつ輸入業者は、以下のことを含めて来年の申請のために準備するよう助言する。

・ 参加意思通知の提出

・ 申請業務を始める：申請は来年になるが、審査の効率を上げるのに役立つ。FDA は申請業務を支援するために Step-by-Step ガイドを用意している。
・ 承認された認定団体の公共登録(Public Registry of Recognized Accreditation Bodies)のウェブページを見て、認証団体への連絡をつける：認証団体を準備しておくと、来年速やかな申請が行える。

５．GE 植物品種由来食品についてのバイオテクノロジー相談

Biotechnology Consultations on Food from GE Plant Varieties

https://www.accessdata.fda.gov/scripts/fdcc/index.cfm?set=Biocon&id=IR-00GR2E-5

GR2E コメ（ゴールデンライス）

Letter

May 24, 2018

https://www.fda.gov/downloads/Food/IngredientsPackagingLabeling/GEPlants/Submissions/ucm608797.pdf

βカロテン以外は市販のコメと同様であるという IRRI の結論に疑問は無い。

６． FDA は食品安全性近代化法のプログラムに基づき ACFS を認定機関として承認

FDA Recognizes ACFS as Accreditation Body Under FSMA Program

May 30, 2018

http://s2027422842.t.en25.com/e/es?s=2027422842&e=94462&elqTrackId=B1F0B909CCF90C71B9C490C37BFE6647&elq=54691e035f604ca7a998e01fb864e4e6&elqaid=3703&elqat=1

タイ・バンコクにある農業協同組合省農産・食品規格基準局（National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards: ACFS）が、認定第三者認証プログラムに基づく認定機関として承認された。承認期間は 5 年間。FDA 要件に適合し、申請審査と現地査察を通じた検証で適合が確認されると承認される。

FDA によって承認された認定機関は、第三者認証機関すなわち第三者監査人を認定する権限を有する。それらの第三者認証機関は、認定を受けると、食品安全査察を行うことができ、外国の食品施設（農場含む）と、それらが生産する食品や飼料に対して証明書を発行することができる。輸入業者はこうした証明書を用いて任意適格輸入業者プログラム(VQIP)参加適合性を提示することができる。

ACFS が認定した機関は､以下の規制に基づき食品安全査察を行う能力があるものとされる。

・ ヒト向け食品に関する現行適正製造基準、ハザード分析およびリスクに基づく予防的管理(ヒト向け食品の予防的管理規則)
・ 動物飼料に関する現行適正製造基準、ハザード分析およびリスクに基づく予防的管理(動物飼料の予防的管理規則)

７．警告文書

- Performance Nutrition Formulators LLC dba VMI Sports 5/18/18

https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm608716.htm

アロマターゼ阻害剤(アンドロスタ-3,5-ジエン-7,17-ジオン)は食品成分ではない。ダイエタリーサプリメントの宣伝が未承認新規医薬品（葛が２日酔いに効く、等)、CGMP 違反等多数。

- Yoder's Good Health Products 3/29/18

https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm608714.htm

ダイエタリーサプリメントの宣伝が未承認新規医薬品（咳止め、抗炎症など)、CGMP 違反等多数。

●米国農務省（USDA：Department of Agriculture）

http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome

１．USDA は提案されている全国遺伝子組換え食品（Bioengineered Food）開示基準についてのウェビナーを発表

USDA Announces Webinar on Proposed National Bioengineered Food Disclosure Standard

May 22, 2018

https://www.ams.usda.gov/content/usda-announces-webinar-proposed-national-bioengineered-food-disclosure-standard

事前に録画された情報提供ウェビナー。案の背景、規定、影響可能性について。AMS のウェブサイトから 2018 年 6 月 1 日までには提供。

BE Disclosure & Labeling

https://www.ams.usda.gov/rules-regulations/be

案に関する意見募集は 7 月 3 日まで。

● NIH（米国国立衛生研究所）のダイエタリーサプリメント局（ODS：Office of Dietary Supplements） http://ods.od.nih.gov/

１．カリウム

- **消費者向けファクトシート**

Potassium
Updated: May 2, 2018
https://ods.od.nih.gov/factsheets/Potassium-Consumer/

- **専門家向け**

Potassium
https://ods.od.nih.gov/factsheets/Potassium-HealthProfessional/

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局（APVMA ：Australian Pesticides and Veterinary. Medicines Authority） http://www.apvma.gov.au/

１．ネオニコチノイド類に対する EU の懸念表明を受けて

Our response to European Union concerns over neonicotinoids
APVMA Regulatory Update Issue #271: 31 May 2018
https://mailchi.mp/apvma/regulatory-update-257-tailored-guidance-for-applicants-now-available-apvma-corporate-and-operational-plan-released-last-chance-to-register-1040493?e=c64f16aadc#mctoc3

欧州議会が 3 種のネオニコチノイド化合物（イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサム）の使用を制限することを票決した。APVMA は現時点において、オーストラリアで使用されている登録されたネオニコチノイド類について見直しを開始する予定はない。

EU の決定は、ネオニコチノイド類が欧州のミツバチ集団を減少させる一因になっている可能性があるという懸念に基づいている。この減少の要因には、栄養(餌)、環境および病気の問題が関わっているが、それらは目下のところ、オーストラリアのミツバチ集団においては懸念されない。オーストラリアに関して得られている情報では、飼育ミツバチも野生ミツバチも集団は減少していないことが示されている。

APVMA は、ミツバチがオーストラリアの農業やエコシステムにおいて果たす役割の重要性を理解している。APVMA は今後もこの問題を追従し続け、オーストラリアの養蜂業界と協働して農薬がミツバチに及ぼす影響を検討していく。

＊参考：食品安全情報（化学物質）No. 10/ 2018（2018. 05. 09）

【EU】 ミツバチの保護：EU はミツバチに有害な殺虫剤の屋外での使用を全面的に禁止の方向へ
http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2018/foodinfo201810c.pdf

---

●オーストラリア TGA（TGA：Therapeutic Goods Administration）
http://www.tga.health.gov.au/index.htm

１．安全性助言

Hypnotic poisom capsules
23 May 2018
http://www.tga.gov.au/alert/hypnotic-poisom-capsules
表示されていないシブトラミンとフェノールフタレインを含む。

● 韓国食品医薬品安全処（MFDS：Ministry of Food and Drug Safety）
http://www.mfds.go.kr/index.do

１．日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課
● 2018.5.4～2018.5.10
http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=41921
基準値 100 Bq/kg を超過した例は無い。
● 2018.5.11～2018.5.17
http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=42038
基準値 100 Bq/kg を超過した例は無い。

２．食品医薬品安全庁、輸入食品の現地生産段階での安全管理強化

2018-05-18　輸入食品政策課
http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=42027
－「輸入食品安全管理特別法」一部改正案立法予告－
今回の改正案は、輸出国の食品製造業者が現地実態調査を妨害したり忌避したりした場合、輸入中止措置を行えるようにすることを主な内容としている。輸出国での現地生産段階から輸入食品安全管理を強化するため。現地実態調査では、輸入食品などによる危害防止や国内外安全情報についての事実確認のため、輸出国の現地製造事業所で製品が衛生的で安全に生産されているかどうかの立ち入り検査が実施される。
改正案の主な内容は、現地実態調査の妨害・忌避業者に対する輸入中止措置の根拠の準備、畜産物海外事業所の現地実態調査規定改訂、輸出食品支援のための海外登録支援業務新設など。現在は、「現地実態調査を拒否する海外製造事業所に対して輸入中止措置を講ずることができる」となっているのを「現地実態調査の過程で一部の製造施設をわざと閉鎖したり、正当な理由なく何度も延期するなど現地実態調査を妨害する場合、輸入中止措置

を講ずることができる」とする。また現在は、畜産物の輸出において、「登録された海外事業所に対してのみ現地実態調査が可能」であったのを「我が国に輸出するために海外事業所登録を申し込む場合にも登録前に現地実態調査が可能」とする。

また、輸出活性化のため、輸出国に要請する我が国の食品安全管理制度などの情報提供を行うことと、輸出製造事業所および輸出事業所の海外政府輸出事業所登録(現地実態調査対応、衛生点検など)を支援する業務を新設する。

３．韓国とベトナムは食品・医薬品の安全に関する了解覚書を締結

2018-05-15　国際協力担当官

http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=3&seq=41978

－ベトナム農業農村開発部及び保健部と協力強化－

韓国は、食品医薬品安全管理強化協力のため、ベトナム農業農村開発部および保健部と了解覚書(MOU)を締結する。

韓国はベトナムの第 2 位、ベトナムは韓国の第 4 位の貿易国で、両国の貿易規模が持続的に拡がる中、食品･医薬品分野の貿易量も増加しており、食品･医薬品安全協力強化を通じて両国国民の健康と生活の質の向上に寄与するための措置である。

４．産卵鶏農家の卵検査結果、不適合卵の回収・廃棄

2018-05-21　農畜水産物安全課

http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=42059

ワクモが多発する夏期に備え卵の検査を 5 月 10 日より強化していたところ、一部で生産された卵に基準値を超えたフィプロニルの代謝産物(フィプロニルスルホン)が検出された。不適合卵の全回収･廃棄とともに流通遮断措置が取られている。不適合農家には、6 回連続の強化規制検査が適用され、出荷再開には、3 回連続検査に合格した後、2 週間後からさらに 3 回連続検査に合格することが求められる。

５．回収措置

- **放射能セシウムの基準を超過した「果物・野菜加工品」製品の回収措置**

2018-05-16　輸入流通安全課

http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=41999

現在国内に流通中のすべてのポーランド産ブルーベリー、ビルベリー、リンゴンベリー食品(生果含む)を回収･検査した結果、「リンゴンベリー粉末」の 4 製品でセシウムが基準(134Cs+137Cs 100 Bq/kg 以下)を超過して検出され(120~504 Bq/kg)たため、該当製品に販売中断及び回収措置を講ずることとなった。最近、ポーランド産ベリー類製品で放射能セシウム基準の超過がみられるという国内外情報に基づき、国内流通製品のうち流通期限が残っているすべてのポーランド産製品を検査した。

● ベンゾピレン基準超過検出「魚や鮑の乾物」製品の回収措置

2018-05-17　食品安全管理課

http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=42017

製品「bukang カツオ」(食品分類: 魚や鮑の乾物)で、ベンゾピレンが基準(10.0 μg/kg 以下)を超過して検出された(14.0 μg/kg)。該当製品の回収を行っている。

● 総アフラトキシンの基準を超えた「ピーナッツやナッツ加工品」の回収措置

2018-05-18　食品安全管理課

http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=42037

製品「ライスピーナッツ」(分類: ピーナッツまたはナッツ加工品)に、基準(15.0 μg/kg 以下)を超過したアフラトキシンが検出された(62.8 μg/kg)。販売中止および回収措置が取られている。

● インド食品安全基準局　（FSSAI：Food Safety & Standards Authority of India）

http://www.fssai.gov.in

１．プレスリリース：2022 年までにトランス脂肪から自由に

Press Release related to India@75: Freedom from trans-fats by 2022.

(Uploaded on: 01.06.2018)

http://www.fssai.gov.in/dam/jcr:c1025cf9-68d3-4494-b5c6-8726ad5ee384/Press_Release_India_75_Freedom_Trans_fat_01_06_2018.pdf

FSSAI は、バナスパチ（バター代用品の植物油）/ベーカリーショートニング/マーガリン中のトランス脂肪酸含量を段階的に 2%以下にする基本原則を決定した。近日中に規則案を作成し、3～4 ヶ月のうちに最終規則とする予定である。

最近、WHO が 2023 年までにフードサプライから工業的に生産されたトランス脂肪を排除することを呼びかけ、「REPLACE」というガイドを発表した。インドでは、部分水素添加植物油（PHVOs）が主な摂取源である。

● その他

ProMED-mail

● キノコ中毒　イラン

Mushroom poisoning - Iran

2018-05-23

http://www.promedmail.org/post/5810292

Date: Sun 20 May 2018 Source: RT News [edited]

イラン救急サービスが、700 人以上が野生のキノコを食べて中毒になったという。少なくとも 9 人が死亡し、数十人が重体だと地元メディアが報道している。救急サービス広報官 Mojtaba Khalidi によると、「最新の数字は 721 人が中毒、そのうち 190 人が入院、523 人が退院、9 人死亡」であった。イランの 8 地方にわたって入院している犠牲者の少なくとも 50 人が重体で、一部は命を救うために肝移植が必要である。

イラン保健省は、この事故はこの国の山岳地帯に春の雨が降ったためであるとし、野生のよくわからないキノコは食べないように警告を発した。キノコの中にはさわっただけでも皮膚に毒性があるものもある。また当局は人々に、道ばたの物売りからキノコを購入しないように助言している。腹痛、吐き気、嘔吐などの症状があったらたくさんの液体を飲んで直ちに保健センターに行くこと。

- **スコンブロイド中毒　ヨーロッパ（第 3 報）：スリランカとオランダ経由ルクセンブルグ**

Scombroid fish poisoning - Europe (03): Luxemburg ex Netherlands, ex Sri Lanka

2018-05-29

http://www.promedmail.org/post/5824549

Date: 28 May 2018　Source: Food Navigator [edited]

2018 年 4 月にルクセンブルグで 5 人がスリランカ産原料オランダ産刺身マグロにより発病した。全員がスーパーマーケット Cactaus で購入したマグロを食べており、当該製品からは高濃度のヒスタミンが検出された。

ルクセンブルグ当局（L'Administration des Services Vétérinaires: ASV）が同店で販売された同バッチと他店で苦情のあったロットのマグロ残品を検査した。当局によると、今回のヒスタミンの検出は、品質の悪化ではなく、マグロの特定部位にヒスタミンが高濃度に局在していたためと述べている。当該スーパーマーケットへの納入業者は、以前の検査では適合とされている。

本件は、欧州 11 ヶ国を巻き込んだ、缶詰用マグロを生鮮品として販売した事件とは無関係である。その事件では、Europol、Interpol および食品偽装連絡会は、スペイン、イタリア、フランス、ドイツ、ポルトガル、オランダ、英国、ハンガリー、リヒテンシュタイン、ノルウェーおよびスイスが関わり合いになっていることを明らかにした。51 トンを超えるマグロが押収された。缶詰用マグロが違法に植物抽出物で処理され、それに含まれる高濃度の亜硝酸塩で生鮮品のように変色されていた。このような不正は、腐敗を隠蔽し、生体アミン（ヒスタミン）を産生させ、スコンブロイド症候群の原因となる。スペインでは 2017 年に、150 人以上が違法処理されたマグロにより有害影響を受けた。

EurekAlert

最も人気のあるビタミンやミネラルサプリメントは健康上の利益はない、研究が発見

Most popular vitamin and mineral supplements provide no health benefit, study finds

28-May-2018

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2018-05/smh-mpv052518.php

Journal of the American College of Cardiology に発表された系統的レビュー。よく使われているビタミンやミネラルサプリメント（マルチビタミン、ビタミン C、カルシウム、ビタミン C）には心血管系疾患、心臓発作、脳卒中、あるいは早期死亡を予防する一貫した利益はない。害も無いようだ。葉酸のみが心血管系疾患と脳卒中リスク削減に役立つ可能性があった。一方、ナイアシンと抗酸化物質はなんらかの原因による死亡リスクを増やすことを意味する極めて小さな影響があった。

「これらの知見は、人々は自分が使用しているサプリメントについて意識すべきであり、医師に助言された特定のビタミンやミネラル欠乏症の場合のみ使用するようにすべきであることを示唆する」「これまでサプリメントが健康的食事より良いという研究はひとつもない」

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室